



基安安発 0608001 号

平成 18 年 6 月 8 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(契印省略)

シンドラ－エレベーター(株)製エレベーターに係る緊急点検について

現在、シンドラ－エレベーター(株)製エレベーターにおいて不具合が多く発生していることが社会的な問題となっているところであるが、当該原因については明らかにされていないものの、同社製エレベーターにおいて今後同様の不具合が発生することが懸念されているところである。

については、各局において、下記によりシンドラ－エレベーター(株)製エレベーターを設置している事業者に対して注意喚起を行うとともに、当該エレベーターについてクレーン等安全規則第 154 条又は第 155 条に規定する自主検査に準じた緊急点検（以下「緊急点検」という。）を実施させ、その結果を別添 1 により、また、当該エレベーターにおいてこれまでに発生した不具合等（通常の使用状態において発生した異常作動等）とそれに対する対応状況について別添 2 により、取りまとめの上報告されたい。

なお、平成 18 年 6 月 7 日付けで国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あてに、シンドラ－エレベーター(株)製エレベーターの緊急点検について指示されたところであるので参考として添付する。

記

1 シンドラ－エレベーター(株)製エレベーターの設置事業場の把握方法

- (1) エレベーター台帳において「製造事業者名」欄を確認すること
- (2) クレーン等安全規則第 145 条に基づき提出された設置報告において可能な範囲内で「製造者名」を確認すること

2 緊急点検の実施を指導等する際の留意事項等

- (1) 事業者に対して緊急点検の実施を指導する際には「エレベーターの定期自主検査指

針」(平成10年3月31日 自主検査指針公示第3号)に基づき実施させることとし、特に「安全装置」「制御装置」について重点的に点検するよう指導すること。

(2) これまでに発生した不具合等に関しては可能な限りさかのぼり確認すること。

3 本省報告

次について、平成18年6月28日(水)までに、本省労働基準局安全衛生部安全課機械班あて報告すること。

(1) 今回の緊急点検の実施結果については別添1に取りまとめて報告すること。

(2) これまでに発生した不具合等がある場合には事案ごとに別添2により報告すること。

4 その他

(1) シンドラーエレベーター(株)は1991年に日本エレベーター工業(株)から社名変更したものであるが、今般の緊急点検の対象はエレベーター台帳の「製造事業者名」欄等にシンドラーエレベーター(株)と記入されているものに限ることとする。

(2) 事業場に対する指導については、文書又は電話等、実情に応じた手法により実施することとする。なお、別添3により指導文書例を示すので、適宜活用されたい。

(3) 事業場からは可能な限り緊急点検の実施結果について報告させることとするが、上記3の期日までに報告することが困難な場合等については、本省労働基準局安全衛生部安全課機械班あて相談すること。

局名 ()

1 対象エレベーター数 _____ 基

2 緊急点検実施エレベーター数 _____ 基

3 緊急点検結果異常が発見されたエレベーター数

(1) 安全装置

① ファイナルリミットスイッチ _____ 基

② 非常止め _____ 基

③ ドアインターロックスイッチ _____ 基

(2) ブレーキ _____ 基

(3) 制御装置

① 受電盤及び制御盤 _____ 基

② 調速機 _____ 基

③ 操作盤 _____ 基

(4) ワイヤロープ _____ 基

(5) ガイドレール _____ 基

局名（ ）

1 設置事業者

（1） 名称

（2） 事業の種類

2 エレベーターの種類及び型式

3 これまでに発生した不具合について

（1） 発生年月日（不明である場合は発生年のみでも可）

（2） 概要

（3） 対応状況

(指導文書例)

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

シンドラエレベーター(株)製エレベーターに係る緊急点検について

現在、シンドラエレベーター(株)製エレベーターにおいて不具合が多く発生していることが社会的な問題となっているところですが、当該原因については明らかにされていないものの、同社製エレベーターにおいて今後同様の不具合が発生することが懸念されているところです。

このため、貴事業場に設定されている同社製エレベーターを使用する場合には安全装置等の作動状態について留意するとともに、下記によりエレベーターの緊急点検等を実施し、下記 4 まで〇月〇日(〇)までに別紙 1「エレベーター緊急点検票」等を送付していただきますようお願いします。

記

1 緊急点検等対象エレベーター

(1) 検査証番号: 〇〇〇〇

(2) 種類及び型式: 〇〇〇〇

2 エレベーター緊急点検票の記入

上記 1 のエレベーターに対して別紙 1「エレベーター緊急点検票」により緊急点検を実施し、その結果を送付すること。なお、特に「安全装置」「制御装置」について重点的に点検すること。

3 不具合事案についての報告

上記 1 のエレベーターについて、これまでに不具合事案が発生したことがある場合は、別紙 2「エレベーター不具合事案報告書」に記入し、送付すること。

4 送付先

〇〇〇〇

エレベーター緊急点検票

1 事業場名

(1) 名称 _____

(2) 事業の種類 _____

2 点検対象エレベーター

(1) 検査証番号 :

(2) 種類及び型式 :

3 緊急点検結項目

(1) 安全装置

① ファイナルリミットスイッチ	異常あり	・	異常なし
② 非常止め	異常あり	・	異常なし
③ ドアインターロックスイッチ	異常あり	・	異常なし

(2) ブレーキ _____ 異常あり ・ 異常なし

(3) 制御装置

① 受電盤及び制御盤	異常あり	・	異常なし
② 調速機	異常あり	・	異常なし
③ 操作盤	異常あり	・	異常なし

(4) ワイヤロープ _____ 異常あり ・ 異常なし

(5) ガイドレール _____ 異常あり ・ 異常なし

1 設置事業者

(1) 名称

(2) 事業の種類

2 エレベーターの種類及び型式

3 これまでに発生した不具合について

(1) 発生年月日（不明である場合は発生年のみでも可）

(2) 概要

(3) 対応状況

国住指第769号
平成18年6月7日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

シンドラエレベータ(株)製エレベーターの緊急点検について

平成18年6月3日(土)に東京都港区の「シティハイツ竹芝」において、シンドラエレベータ(株)製エレベーターでドアが開いたままの状態でかごが上昇したことから、高校生が挟まれ死亡するという痛ましい事故が起きたことは誠に遺憾である。また、同社製の他のエレベーターにおいても多数の不具合がこれまでに生じているとの報道がされていることも遺憾である。

当職においては、(社)日本エレベータ協会を通じて、シンドラエレベータ(株)に対し、事故が発生したエレベーターと、駆動装置、制御器、かご等の戸が全て閉まっていないとかごを昇降させることができない安全装置が同一のエレベーターの設置状況の把握とその報告等を要請したところである。

今般、駆動装置等の全てが同一のエレベーターの設置状況について報告があったので、これらについて別添のとおり情報提供することとしたので通知する。

貴職におかれては、管下特定行政庁の協力を得て、下記の方法等により、シンドラエレベータ(株)製のエレベーターの設置箇所を特定し、当該エレベーターの所有者等に対して注意喚起を行うとともに、当該エレベーターについて点検を行い、その結果を報告すること及び過去の事故、不具合等の発生状況とそれに対する対応状況について報告することを求めるようお願いする。

また、報告を求めた結果について、当職まで下記により報告されるようお願いする。

なお、当職においては、引き続き、(社)日本エレベータ協会を通じて、シンドラエレベータ(株)に対し、事故が発生したエレベーターと、駆動装置、制御器、かご等の戸が全て閉まっていないとかごを昇降させることができない安全装置のいずれかが同一のエレベーターの設置状況の把握とその報告を要請しているところであり、この報告を受け次第、その内容を貴職に情報提供する予定であることを申し添える。

記

1. シンドラーエレベータ(株)製エレベーターの設置箇所の把握方法

次の方法等により把握してください。

- (1) 今回、通知した設置状況
- (2) 法第12条第3項に基づく定期検査報告書(建築基準法施行規則第6条第2項及び別記様式第36号の3様式)第二面5. ト. 欄の製造者名の確認
- (3) 国、特定行政庁等の建築物については計画通知等の確認

2. 点検等を依頼する際の留意事項

- (1) 所有者等に対して点検実施を依頼するにあたっては、建築基準法第12条第3項の検査又は同条第4項の点検に準じた点検を実施するよう依頼すること。この際、制御器等が正常に作動しているか等について慎重に確認するよう依頼すること。
- (2) 過去の事故、不具合等については、記録が残っている限り過去にさかのぼり確認することが望ましいが、文書の記録が残っていない場合には、関係者に対する聞き取り等により、少なくとも過去1年間については確認するよう依頼すること。

なお、ここでいう不具合とは通常の使用状態で発生したもの(いたずら等によるもの以外のもの)とします。

3. 報告事項

- (1) 報告を求めたエレベーターの台数と報告を受けたエレベーターの台数及び点検の結果(適否それぞれの台数)、報告を受けたもののうち過去の事故、不具合等が報告されたものの台数
- (2) 過去の事故、不具合等が報告されたエレベーターの概要と事故等の概要

4. 報告期限

- ・今回通知する物件については、平成18年6月16日(金)
- ・上記以外も含めた全ての物件については、平成18年6月28日(水)

5. 報告提出先

国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111 (代表) 03-5253-8513 (直通) 03-5253-1630 (FAX)

防災係(内線39567) 高谷、設備係(内線39536) 武藤 mutou-h2y5@mlit.go.jp

(別添)

シンドラエレベータ(株)製エレベーターで、制御器、駆動装置、かご等の戸が全て閉まっていないとかごを昇降させることができない安全装置の全てが、事故が発生したものと同一のエレベーター(事故が発生したものを含む。)

シンドラエレベータ(株)からの報告(6月7日)による

	建物名称	EV	所 在
1	港区立心身障害者福祉センター	1号機	東京都 港区 芝1-8-23
2	港区立身障者保健センター	2号機	東京都 港区 芝1-8-23
3	港区立心身障害者福祉センター	3号機	東京都 港区 芝1-8-23
4	シティハイツ竹芝	4号機	東京都 港区 芝1-8-23
5	シティハイツ竹芝	5号機	東京都 港区 芝1-8-23
6	都営百人町三丁目アパート2号棟	6号機	東京都 新宿区 百人町3-420
7	東京都総合技術教育センター	—	東京都 文京区 本郷1-3-9
8	東京都総合技術教育センター	—	東京都 文京区 本郷1-3-9
9	東京都総合技術教育センター	—	東京都 文京区 本郷1-3-9
10	上田郵便局	2号機	長野県 上田市 中央西2-2-2
11	広島市西区地域福祉センター	—	広島県 広島市西区 福島町2-24-1
12	和白郵便局	—	福岡県 福岡市東区 塩浜1-9-1
13	中村家具福岡店	1号機	福岡県 福岡市早良区 小田部4-5-45